

# 宮城県地方港湾審議会条例

昭和四十九年三月三十日

宮城県条例第十七号

改正 昭和五十二年三月二十五日条例第十六号  
平成二十三年六月二十七日条例第九十八号  
平成二十四年三月二十三日条例第四十七号  
平成二十四年十二月二十日条例第七十号

## 宮城県地方港湾審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第三十五条の二の規定に基づき、県の管理する国際拠点港湾及び地方港湾に係る地方港湾審議会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 法第三十五条の二の規定に基づき、宮城県地方港湾審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第三条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 法第三条の三第一項の港湾計画に関する事項
- 二 法第四十三条の五第一項の港湾環境整備負担金に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項

(組織)

第四条 審議会は、委員三十五人以内及び臨時委員で組織する。

2 知事の諮問に係る国際拠点港湾又は地方港湾に関する重要事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 特定の港湾関係者を代表する者
- 三 関係市町の長
- 四 国の関係地方行政機関の職員のうち知事の指定する職にある者
- 五 県の職員のうち知事の指定する職にある者

(任期)

第五条 前条第三項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第三項第二号から第五号までに掲げる者のうちから任命された委員が当該任命に係る職を離れたときは、委員を解任されるものとする。

3 臨時委員は、前条第二項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第六条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 5 前二条（第六条第一項を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(幹事)

第九条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（昭和五十二年条例第十六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例施行の際現に在任する宮城県地方港湾審議会の委員の任期は、この条例による改正後の宮城県地方港湾審議会条例第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年条例第九十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年条例第四十七号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年条例第七十号）

この条例は、公布の日から施行する。